

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

＜省令案＞

電波法施行規則等の一部を改正する省令案

＜告示案＞

【一部改正】

基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を変更する告示案

【廃止及び新設】

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書及び事業収支見積書の変更の届出に関する事項を定める告示案

＜訓令案＞

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を改正する訓令案

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省は、令和7年6月27日（金）から「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会」を開催し、放送事業者に求められるガバナンスの具体的な内容やその確保のために必要な方策について検討を行い、令和8年1月21日（水）に「放送事業者におけるガバナンス確保に関する検討会取りまとめ」が公表されました。

今般、これを踏まえ、電波法施行規則等の一部改正等を行うこととしましたので、改正案等に対して意見を募集します。

### 3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するほか、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法

人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Govを利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : gabansuhoso\_public\_atmark\_soumu.go.jp

総務省 情報流行政局 放送業務課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）のe-Govを極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 情報流行政局 放送業務課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了

承ください。

## 5 意見提出期間

令和8年1月24日（土）から令和8年2月24日（火）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である省令案等の該当箇所（ページ番号等）を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である省令案等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省情報流通常行政局放送業務課

電話：03-5253-5793

電子メールアドレス：gabanansuhoso\_public\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省情報流通行政局

放送業務課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所（所在地）

(ふりがな)

氏名（法人又は団体名）（注1）

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

※該当箇所を必ず明記してください。

該当箇所	御意見